東陽小学校いじめ防止基本方針

美幌町立東陽小学校

I はじめに

1 目的

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

学校は、いじめの未然防止、早期発見及び早期解消のための対策に関し、基本理念、責務や役割、基本的な方針策定並びに対策の基本となる事項を定め、対策を総合的かつ効果的に推進し、 もって児童の尊厳を保持するとともに、児童が互いの違いを認め合い、支え合い、健やかに成長できる環境をつくります。

2 「いじめ」の定義(条例第2条より)

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

その上で、以下の点に留意します。

- 〇いじめを受けた児童生徒の中には、「いじめを受けたことを認めたくない」、「保護者に心配をかけたくない」などの理由で、いじめの事実を否定することが考えられることから、いじめに当たるか否かの判断は表面的・形式的に行うのでなく、いじめを受けた児童生徒や周辺の状況等を踏まえ、客観的に判断し、対応します。
- ○インターネットを通じたいじめなど、本人が気付いていない中で誹謗中傷が行われ、当該児 童生徒が心身の苦痛を感じるに至っていない場合も、いじめと同様に対応します。
- 〇児童生徒の善意に基づく行為であっても、意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまい、いじめにつながる場合もあることや多くの児童生徒が被害児童生徒としてだけではなく、加害児童生徒としても巻き込まれることや被害、加害の関係が比較的短期間で入れ替わる事実を踏まえ、対応します。

なお、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害児童生徒が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処を行います。ただし、これらの場合であっても、いじめに該当するため、生徒指導委員会で情報共有して対応します。

- ○「けんか」や「ふざけ合い」であっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断します。日頃からグループ内で行われているとして「けんか」や「ふざけ合い」を軽く考え、気付いていながら見逃してしまうことなく、ささいに見える行為でも、表には現れにくい心理的な被害を見逃さない姿勢で対応します。
- ○児童生徒が互いの違いを認め合い、支え合いながら、健やかに成長できる環境の形成を図る 観点から、例えば、「発達障がいを含む障がいのある児童生徒」や「海外から帰国した児童 生徒や外国人の児童生徒」等、学校として特に配慮が必要な児童生徒については、日常的 に、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児 童生徒に対する必要な指導を組織的に行います。

3 基本理念(条例第3条に基づき)

- 〇いじめを受けた児童生徒にも、何らかの原因がある、責任があるという考え方はあってはなりません。児童生徒にいじめにつながるような不適切な方法で人間関係の問題等に対応しようとするいじめの芽が生じ、いじめに向かうことのないよう、いじめの未然防止に努めます。また、発生したいじめに対しては、関係者相互の連携の下、早期に解消するようにします。
- 児童生徒が発達の段階に応じて、望ましい人間関係を自ら構築していく力とともに、けんかなど交友関係から生じたトラブルやいじめの問題を解決し、人間関係を修復していく力を身に付け、安心して学習やその他の活動に取り組むことで、将来の夢や希望をしっかり持って、主体的に個性や能力を伸ばし、変化の激しい社会において、自立し、粘り強く、たくましく生きていくことができる力を育みます。

4 「いじめ」の禁止

『児童は、どのような理由があってもいじめを行ってはいけません。』

5 関係者の責務や役割

(1) 学校及び教職員の責務

- 〇児童の保護者,地域住民,その他の関係者との連携を図り,学校全体でいじめの未然防止 及び早期発見に取り組むこと。
- 〇いじめを受けた児童を徹底して守り通すとともに、早期解消のため適切かつ迅速に対処すること。いじめたとされる児童生徒に対しては事情を確認した上で、いじめが行われていた場合は、その保護者と情報を共有して別に指導を行い、いじめの非に気付かせ、いじめを受けた児童生徒への謝罪の気持ちを醸成させるなど組織的に対応する。
- ○教職員の言動が児童に大きな影響力をもつことを認識し、児童一人一人についての理解を 深め、児童との信頼関係の構築に努めるとともに、学校教育全体を通して適切な指導を行 うこと。
- 〇いじめの解消要件として、① いじめに係る行為が止んでいること(3か月を目安とする)、 ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと、の2点とするとともに、いじめが再 発する可能性やいじめを受けたことによる心理的な影響が容易には消えない場合も十分 にあり得ることを踏まえ、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常 的に注意深く観察すること。

(2) 保護者の責務

- 〇子の教育について第一義的責任を有し、その言動がその保護する児童に大きな影響力をも つことを認識しつつ、当該児童がいじめを行うことがないよう、規範意識等を養うよう努 めること。
- 〇その保護する児童がいじめを受けた場合には、学校その他の関係機関と緊密に連携を図る などして、適切にいじめから保護すること。
- 〇北海道,美幌町,東陽小学校が講ずるいじめ防止等のための措置に協力するよう努めること。
- 〇上記の規定は、いじめの防止等に関する美幌町、東陽小学校の責任を軽減するものと解してはならないこと。

(3) 地域・各機関の役割

〇地域において児童とふれ合う機会を大切にし、地域ぐるみで児童を見守り、地域が連携協力して児童が健やかに成長できる環境づくりに努めること。

Oいじめを発見し、又はいじめの疑いを認めた場合には、東陽小学校、関係機関等に通報その他の適切な措置をとるなどして、東陽小学校等が行ういじめの対応に協力するよう努めること。

Ⅱ いじめ防止基本方針

- ○本校の実情に応じ、いじめ防止等のための対策に関する基本的な方針を定めます。
- 〇いじめ防止基本方針を策定するにあたっては、方針を検討する段階から保護者や地域住民の参画を得るとともに、児童の意見を取り入れるよう努めます。
- 〇いじめ防止基本方針を定めたときは、保護者や地域住民の理解と協力を得るため、遅滞なく公表します。
- 〇より実効性の高い取組を実施するため、いじめ防止基本方針を定期的に点検及び評価し、必要 に応じて見直します。

Ⅲ 基本的施策

- 1 いじめ防止のための取組(未然防止)
 - (1)学校の教育活動全体を通じ、「いじめは決して許されない」ことの理解
 - ○学級、児童会等の活動
 - (2)児童の豊かな情操を育む取組
 - ○体験活動の充実
- ○読書活動の推進
- (3)児童の道徳心、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養う取組
 - ○道徳教育の充実
- ○人権教育の取組
- (4)全ての児童が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりの取組
 - ○学級経営の充実(互いを認め励ます学級づくり)
 - ○学年・学校行事の実施
- (5)地域、家庭と一体となって取組を推進するための普及啓発の充実を図る取組
 - ○学校だよりの発行
 - ○参観日~全体懇談・学年懇談・個人懇談
 - OPTA安全安心あいさつ見守り活動
- (6) 職員研修
 - ○学級経営交流会 ○生徒指導事例研修会
 - 〇実技研修(教育相談の方法,体罰,いじめ等)
- 2 早期発見のあり方
 - (1)定期的なアンケート調査(年間2回)
 - ○実施月~5月,10月
 - ○実施内容~いじめの有無等

- (2)教育相談の実施(年1回)
 - 〇実施日 10月中旬~下旬
 - 〇相談内容~児童の悩み,相談事
- (3)PTA安全・安心見守り活動
 - ○実施時間~児童の登下校時
 - ○実施方法~地域連携部が希望集約,予定作成,実施,活動記録集約
- (4)情報モラル教育の推進
 - ○情報社会の倫理 ○法の理解と遵守
 - ○安全への知恵 ○情報セキュリティー
 - ○公共的なネットワーク社会の構築
- (5)ネットパトロールの実施
 - ○担当教諭によるパトロール(生徒指導係)
 - ○随時パトロール(職員室でのパトロール)
- (6)電話相談窓口の周知等
 - 〇いじめそうだんでんわカード(0120-3882-56)の配付
- 3 早期対応のあり方(いじめに対する措置)
 - (1)基本的な考え方
 - 〇発見・通報を受けた場合、特定の教員で抱え込まず、速やかに組織的に対応
 - 〇被害児童を守り通すとともに、教育的配慮のもと毅然とした態度で加害児童を指導
 - ○教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携
 - (2) 状況の把握
 - ○いじめの事実の通報
 - ○生徒指導委員会でいじめの事実を正確に把握
 - ○事実に基づく学校の対応方針等の確認と共通理解
 - (3)いじめを受けた児童・保護者への対応
 - ○家庭訪問(事実, 対応方針, 謝罪, 理解, 協力)
 - 〇スクールカウンセラー面談(心のケア)
 - (4) いじめた児童・保護者への対応
 - ○家庭訪問(事実, 指導方針, 気づき, 反省, 協力)
 - (5)学級全体への対応
 - 〇いじめ~つらさ, 傍観~気づき
 - 〇児童, 保護者(事実, 協力)
 - (6)教室環境づくり
 - 〇いじめを受けた児童が安心して学習できる環境づくり

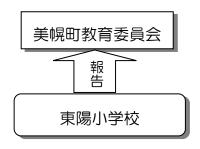
- (7)校長及び教員による適切な措置
 - 〇学校教育法第11条の規定に基づき、適切に、当該児童等に対して懲戒を加える
- (8)関係機関との連携
 - ○警察との連携,通報
- (9) 美幌町教育委員会への報告
 - 〇概要の報告,対応策等への指導・助言
- 4 インターネットを通じたいじめの対応
 - (1) 情報モラル教育の推進(再掲)
 - (2) 保護者への啓発と家庭・地域との連携 〇サイト, SNS, 携帯メール, ゲーム(通信機能)
 - (3) 対応マニュアルの活用
 - 〇ネットパトロール, 削除要請, 警察署への通報, 関係機関との連携

Ⅳ いじめ防止等の対策のための組織

- 1 地域における連携組織
 - (1) 美幌町いじめ問題対策連絡協議会
 - ①全体会
 - ア) 構成
 - 〇美幌町 〇美幌町教育委員会 〇学校 〇児童相談所
 - イ)内容
 - ○美幌町における児童生徒に関わる教育施策協議
 - ○美幌町における児童生徒の指導に関わる団体交流
 - ○美幌町における児童生徒の実態交流
 - ②美幌町いじめ問題専門委員会
 - ア) 構成
 - 〇美幌町教育委員会 〇美幌町医師会 〇学識経験者
 - イ)内容
 - ○美幌町における児童生徒の重大事態の調査
 - ③構成組織図

美幌町いじめ問題対策連絡協議会

- ◇全体会構成
- 美幌町
- 美幌町教育委員会
- 学校
- 児童相談所
- いじめ問題専門委員会
- ◇構成
- 美幌町教育委員会
- 美幌町医師会
- 学識経験者



2 校内組織

- (1) いじめ防止委員会
 - ① 構成

PTA 会長, 学校運営支援協議会委員長, 校長, 教頭, 生徒指導部長, 安全指導係

- ② 業務内容
 - 児童の実態交流
 - ・児童に対する指導についての報告
 - ・いじめの早期発見・対応についての協議

(2) 生徒指導委員会

1) 構成

教頭,生徒指導部長,安全指導係,養護教諭,低・中・高学年ブロック各1名,該当担任

- ② 業務内容
 - ・教育相談で課題となった児童及び事例の検討
 - 生活不適応児童の把握と指導についての協議
 - 非社会性、反社会性の傾向をもつ児童の指導
 - ・いじめの対応, 重大事態の調査

いじめアンケート後、校内生徒指導委員会で確認を計画的に行う

(3) 校内組織図

いじめ防止委員会

◇構成

- PTA 会長
- 学校運営支援協議会委員長
- 校長
- 教頭
- 生徒指導部長
- 安全指導係

◇業務内容

- 児童の実態交流
- 児童に対する指導について の報告
- ・いじめの早期発見・対応につい ての協議

生徒指導委員会

◇構成

教頭,生徒指導部長,安全指導 係,養護教諭,低・中・高学年 ブロック各1名,該当担任

- ◇業務内容
- ・教育相談で課題となった児 童及び事例の検討
- 生活不適応児童の把握と指 導についての協議
- ・ 非社会性, 反社会性の傾向 をもつ児童の指導
- ・いじめの対応、重大事態の 調査

V 重大事態への対処

1 重大事態の発見と調査

学校は、次に掲げる場合には、その事態(以下「重大事態」という。)に対処し、及び当該重大事態と同種の事態発生防止のため、速やかに、組織を設け、事実関係を明確にするための調査を行う。

- (1) いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- (2) いじめにより児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 情報の提供

学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。

3 重大事態の意味

- ◇「いじめにより」
 - 〇児童の状況に至る要因が当該児童に対して行われるいじめにあることを意味する。
- ◇「生命,心身又は財産に重大な被害」
 - ○児童生徒が自殺を企図した場合
 - ○身体に重大な傷害を負った場合
 - ○金品等に重大な被害を被った場合
 - ○精神性の疾患を発症した場合

◇「相当の期間」

〇年間30日を目安(不登校の定義を踏まえ)とする。ただし、児童が一定期間、連続して 欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校の判断により、迅速に調査す る。

- 〇児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき。
- 4 重大事態の報告~学校は、美幌町教育委員会を通じて美幌町長へ、事態発生について報告する。
 - (1) 調査の趣旨及び調査主体

調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行う。 学校で重大事態が発生した場合には、直ちに美幌町教育委員会に報告する。

(2) 調査を行うための組織

学校は、その事案が重大事態であると判断したときは、当該重大事態に係る調査を生徒指導委員会により行う。

(3) 調査の実施

- ◇「事実関係を明確にする」
 - ○重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような態様であったか
 - 〇いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったか

- ○学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係
 - ① いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合
 - ・いじめられた児童生徒から十分な聴き取り
 - 在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査
 - ・ 事実関係の確認
 - いじめた児童生徒への指導を行い、いじめ行為を止める。
 - ② いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合
 - ・ 当該児童生徒の保護者の要望・ 意見を十分に聴取
 - ・ 当該保護者に今後の調査について協議
 - ・在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査

(4) 調査結果の提供及び報告

- ① いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対する情報提供 学校は、調査を行ったときは、いじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査 に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。
- ② 調査結果の報告

調査結果については、美幌町長に報告する。